

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026年1月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

一目次一

I. 最新法令情報（2025年12月中旬～2026年1月中旬）

- 外商投資奨励産業目録（2025年版）
- 対外貿易法（2025年改正）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 商標法の改正案について

III. 中国法務の現場より

中国のビジネス環境は改善している

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025年12月中旬～2026年1月中旬）

◆ 外商投資奨励産業目録（2025年版）¹

国家発展改革委員会、商務部

2025年12月25日公布、2026年2月1日施行

1. はじめに

2025年12月24日、国家発展改革委員会及び商務部は、「外商投資奨励産業目録（2025年版）」（以下「2025年版目録」という。）を公布した。2025年版目録は、2026年2月1日より施行され、これに伴い、現行の「外商投資奨励産業目録（2022年版）」（以下「2022年版目録」という）は廃止される。

2025年版目録は、中国における外商直接投資（FDI）を誘導・奨励するための重要な政策文書の一つであり、外商投資の方向性に対する指導を一層最適化することにより、外商投資の質的向上を継続的に図るとともに、中国国内における外商投資の地域的配置の改善を目的とするものである。

2025年版目録の総掲載項目数は1,679項目であり、2022年版と比較して、新規追加項目は205項目、修正項目は303項目となっている。このうち、全国の外商投資奨励産業目録（以下「全国奨励目録」という。）は619項目（新規追加100項目、修正131項目）、中西部等地域外商投資優位産業目録（以下「地方奨励目録」という。）は1,060項目（新規追加105項目、修正172項目）である。

2. 制定の背景及び政策的意図

2025年版目録は、2022年以降、約3年ぶりの外商投資奨励産業目録の改訂であり、その政策的指向性は、以下のとおり整理される。

（1）外資安定化政策の実施及び制度的予見可能性の強化

国際投資競争の激化及びグローバル・サプライチェーン再編が進む中、奨励対象範囲を拡大することにより、高水準の対外開放を継続的に推進する姿勢を市場に明確に示し、外資の投資予見可能性を安定させることを目的とする。

（2）先進製造業への外商投資の誘導

全国奨励目録において、完成品、重要部品、主要原材料等の項目を新設又は拡充することにより、産業チェーン及びサプライチェーンの発展水準を引き上げ、「新質生産力」の育成を支援する。

（3）現代サービス業への外商投資の誘導

全国奨励目録において、商務サービス、技術サービス、科学研究、サービス消費等の分野を新設又は拡充し、より高品質なサービス供給を導入することで、消費高度化の需要に対応する。

（4）中西部・東北地域及び海南省への外商投資の誘導

地方奨励目録において、各地方の資源条件、特色及び産業発展の実情を踏まえ、奨励範囲を拡大し、地域間の協調的発展を促進する。

¹ 「鼓励外商投资产业目录(2025年版)」

3. 改訂の要点

2025 年版目録における主な変化分野、政策目標及び新設・拡充された奨励分野の概要は以下のとおりである。

主な変化分野	政策目標	新設・拡充された奨励分野（一部例示）
先進製造業への奨励強化	産業チェーン及びサプライチェーンの強靭性と現代化水準を高め、重要工程及び中核部品の供給能力を強化し、外資をより高付加価値型・スマート製造分野へ誘導する。	<ul style="list-style-type: none"> バイオ医薬及び高端医療機器：ゼロ磁場医療機器、ホウ素中性子捕捉療法設備、核酸系医薬品、新型ステント及び高端植込み・介入材料、生体医用材料（例えば再組換えコラーゲン）等。 スマート製造・産業オートメーション：ロボットの主要基礎部品（スマート関節、センサー）、スマート検査装置、高速カメラ、水中作業ロボット、高精度空気圧アクチュエータ及び航空用軸受、精密金型等。 グリーンエネルギー、新材料及びスマートシステム：ガスタービン発電用主要設備の製造、スマートエネルギー管理体制御システム並びに関連する計量・検査・モニタリング設備の開発・生産等。 新材料・ファインケミカル：高機能ポリオレフィン、特殊ゴム、有機シリコン系新規下流製品、重要モノマー及び中間体等の比重が拡大。
現代サービス業の奨励範囲拡大	サービス業の高品質化を促進し、生産性サービス業の専門化・プラットフォーム化を推進するとともに、サービス消費の拡大・高度化を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 専門生産性サービス業：新材料共通技術プラットフォーム／サービスプラットフォームの運営、先進的高付加価値海運サービス（例えば船舶管理、海損理算）等。 エネルギー・電力分野の新型サービス：仮想発電所の運営及び関連技術の研究開発（スマート計量、電力通信、蓄電、負荷制御等を含む。）、「独立型蓄電所運営」等の事業型項目。 高品質生活・消費サービス業：ペット病院及びペット美容サービス、スポーツ観光サービス、旅行会社経営、キャンプ産業のコンサルティング・企画設計・運営、民宿の設計・ブランド開発・運営、物件管理サービス、インターネット+医療・健康サービス。
外資の地域配置の最適化	外資を中西部、東北地区及び海南へ誘導し、地域の資源条件及び産業基盤を活用して、地域産業の受入れ及び協調的発展を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方奨励目録の掲載項目数は 1,060 項目に拡大され、地域資源の高度加工、特色産業チェーンの延伸、産業移転の受入れ及び国境・クロスボーダー産業等の方向で内容が拡充。 地域特色資源の高度加工：山西省・内モンゴル自治区における石炭系新材料及び炭素繊維、雲南省における高原特色農業及びバイオ医薬、広西自治区における非鉄金属の高度加工、貴州省におけるリン・石炭化学工業下流製品。

		<ul style="list-style-type: none"> • <u>東部地域からの産業移転受入れ</u>：中西部各省における自動車部品、高級繊維製品、民生用電子機器組立、専門化学品製造。 • <u>国境地域の開放及びクロスボーダー産業</u>：広西・雲南における越境物流及び観光協力、新疆における農副産品加工設備及び通関物流施設の運営。
グリーン・低炭素転換の加速	<p>「ダブルカーボン」目標に対応し、外資をクリーンエネルギー、省エネ・脱炭素、循環型経済及びグリーンインフラ分野へ誘導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>クリーンエネルギー・蓄電</u>：水素エネルギー（製造、貯蔵、輸送、発電）、新型蓄電技術（レドックスフロー電池、圧縮空気等）、バイオマスエネルギー、地熱発電、洋上風力設備。ハイテクノロジー・グリーン電池（リチウムイオン電池、ナトリウムイオン電池、固体電池、燃料電池等）の製造を明示し、新型蓄電設備の研究開発・製造・建設・運営（液流電池、圧縮空気、フライホイール、水素／アンモニア蓄電、グリッド形成型蓄電等を含む）を強調。 • <u>省エネ・脱炭素及び循環利用</u>：産業用省エネ・节水設備、炭素回収・利用・貯留（CCUS）、廃動力電池及び太陽光発電モジュールの回収処理設備、産業廃棄物の総合利用。充電スタンド、蓄電型充電スタンドの製造、充電・蓄電一体型省エネ総合施設又はソリューションの開発・製造、自動車充電ステーション及び電池交換ステーションの建設・運営等。 • <u>環境保護技術及び材料</u>：高性能膜材料、水処理及び排ガス処理設備、生分解性プラスチック製品、低炭素建築材料。
デジタル化及びスマート化の深化	<p>デジタルインフラと実体経済の深度融合を推進し、外資をデータセンター、スマートシステム及びデジタル化の中核設備分野へ誘導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>スマート製造・産業インターネット</u>：スマート工場ソリューション、産業用ロボット、スマート検査及び物流設備、デジタルツイン設備。 • <u>先端情報技術</u>：量子情報技術、人工知能チップ及びアルゴリズム、ブロックチェーン技術研究開発、クラウドコンピューティング及びデータセンター設備。 • <u>スマート端末及び応用分野</u>：スマート自動車用主要部品、スマートホーム、VR/AR機器、スマートウェアラブルデバイス。
民生保障及び消費高度化	<p>健康・高齢者ケア、生活サービス及び文化・スポーツ・観光分野への外資投資を奨励し、高品質なサービス供給を拡大するとともに、多様化・高品質化する消費需要に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>大健康・高齢者ケア</u>：リハビリ医療機器、特別医学用途食品、在宅高齢者対応改修、介護施設運営。 • <u>現代農業・食品</u>：グリーン・有機農業、スマート養殖技術、農産物コールドチェーン物流、レジャーネイチャー及び農村観光。

		• 文化・スポーツ・観光：ウィンタースポーツ観光設備、文化クリエイティブ製品のデザイン、観光地のスマート管理、スポーツ施設運営。
--	--	--

4. 優遇政策

中国商務部の関係者によれば、外商投資奨励産業目録に掲載された産業分野は、主として以下の 4 項目の優遇政策を享受することができるとのことである²。

- (1) 投資総額の範囲内で輸入する自社使用設備について、国が免税対象外と定める製品を除き、関税を免除する。
- (2) 集約的土地利用を行う奨励類工業プロジェクトについては、土地供給を優先するとともに、所在地の等級に対応する全国工業用地最低譲渡価格基準の 70%を下回らない水準で譲渡底価を設定することが可能である。さらに、奨励類外資企業が、工業用地の長期賃貸、先賃貸後譲渡、弾力的年限による譲渡等の方式を柔軟に採用することを認め、初期段階における用地コストの低減を支援する。
- (3) 西部地区及び海南省において投資を行う場合、企業所得税を 15%の税率で軽減して課税する。
- (4) 外国投資者が中国国内企業から分配を受けた利益を用いて中国国内で再投資を行い、投資先企業の従事する産業が全国奨励目録に該当し、かつ関係条件を満たす場合には、税額控除に係る優遇措置を享受することができる。

◆ 対外貿易法（2025 年改正）³

全国人民代表大会常務委員会

2025 年 12 月 27 日公布、2026 年 3 月 1 日施行

I. 法改正の背景及び位置付け⁴

中国の『対外貿易法』（以下「外貿法」という。）は、1994 年の制定・施行以来、対外貿易活動を規律する基礎的法律として、対外貿易経営主体制度を確立し、対外貿易経営活動の基本ルールを明確化するとともに、中国による対外貿易活動の管理・監督の全体枠組みを構築し、対外貿易秩序の維持及び対外開放の推進において中核的役割を果たしてきた。

今回の改正は、外貿法が 2004 年に全面改正され、2016 年及び 2022 年に 2 度の「修正」が行われた後に実施される、改めての「改正」に当たる。全国人民代表大会常務委員会は 2025 年 12 月 27 日、改正後の外貿法（以下「新外貿法」という。）を可決し、同法は 2026 年 3 月 1 日から施行される。

(1) 法改正の背景

高水準の対外開放を推進し、対外貿易の高度化を促進する政策的背景の下、今回の法改正は発展と安全の統合的な推進をより強調するものとなっている。すなわち、一方では、対外経済環境の不確実性が高まり、貿易保護主義及び一方的な制限措置が増加する中、外貿分野における法制度供給及びリスク対応能力の強化が求められている。他方では、サービス貿易、デジタル貿易、グリーン・低炭素転換及び越境 EC 等の新たな業態・モデルが急速に発展しており、上位法レベル

² <https://tradeinservices.mofcom.gov.cn/article/news/ywdt/202512/180838.html>

³ 「对外贸易法」

⁴ 「中華人民共和国对外貿易法（改正草案）」に関する商務部部長の説明

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251227_450726.html

での制度的支援及びルール供給の整備が急務となっている。

(2) 立法プロセス

新外貿法の改正草案は 2025 年 9 月に全国人民代表大会常務委員会の審議に付され、2025 年 9 月 12 日から 10 月 11 日まで社会に対し意見募集が行われた。その後、2025 年 12 月 27 日に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2026 年 3 月 1 日施行が明確化された。

(3) 主な法改正の概要（制度的方向性）

今回の法改正の制度的方向性は、概ね以下のとおり整理できる。

- ・ 総則において立法目的及び基本要求を更に強化し、対外貿易業務が国家の経済社会発展に資すること、貿易強国建設を推進すること、並びに国家の主権、安全及び発展利益の維持等の目標を明確化した。
- ・ 制度型開放を推進し、国際的な高水準の経済貿易ルールとの整合を図る方針を提示するとともに、貿易政策のコンプライアンス等に関する仕組みを整備した。
- ・ サービス貿易、デジタル貿易、グリーン貿易及び新たな業態・モデルを法律の規律対象に組み入れ、関連する政策手段及び監督管理制度に上位法上の根拠を付与した。
- ・ 知的財産権保護、貿易救済及び反回避制度、並びに海外の差別的措置への対応手段を整備し、対外貿易リスク及び摩擦への制度的対応能力を高めた。

2. 主な改正ポイント

新外貿法は全 11 章 83 条から構成され、現行外貿法に対して比較的全面的な改正が行われた。主な改正内容は以下のとおりである⁵。

(1) 総則のアップデート

- ・ 立法目的及び適用範囲において、「高水準の対外開放の推進」「対外貿易の高度化」「対外貿易秩序の維持」「経営者の適法な権益の保護」「国家の主権、安全及び発展利益の維持」といった要素を明確に強調した（第 1 条、第 2 条）。
- ・ 対外貿易業務は国家の経済社会発展に資し、貿易強国建設を推進すべきことを明確化した（第 3 条）。
- ・ 国家が統一的な対外貿易制度を実施し、対外貿易の発展を奨励し、公平かつ自由な対外貿易秩序を維持することを明確化した（第 5 条）。
- ・ 国際的な高水準の経済貿易ルールへの積極的な整合、国際経済貿易ルールの策定への参加、多国間貿易体制及び公平・公正な国際経済貿易秩序の維持等の方向性規定を新設した（第 6 条）。
- ・ 貿易政策コンプライアンスマニフェスト及び貿易政策コンプライアンス評価要求を新設し、國務院関係部門、県級以上の地方政府及びその関係部門が対外貿易及び関連する知的財産政策措置を制定する際にコンプライアンス評価を実施すべきことを明確化した（第 7 条）。
- ・ 差別的な貿易制限措置への対応条項を維持・整備し、実情に応じて相応の措置を講じ得ることを明確化した（第 10 条）。

(2) 対外貿易経営者制度の整備

- ・ 対外労務協力の経営について、法に基づき相応の資格を取得すべきことを明確化するとともに、対外請負工事について届出又は許可取得の要求を新設した（第 12 条）。
- ・ 経営者が委託を受けて、その経営範囲内で対外貿易業務を代理して取り扱うことができる旨（第 14 条）並びに資料提出義務及び営業秘密保護要求（第 15 条）を維持した。

⁵ 本稿で引用する条文は、特段の記載がない限り、いずれも新外貿法の規定を指す。

(3) 貨物・技術の輸出入

- 自由輸出入に属する技術の輸入又は輸出に係る契約の届出（備案）について、未届出の場合に主管部門が是正を命じ警告を行い、是正しないときは5万元以下の過料を科す旨の罰則を新設した（第17条第3項、第72条）⁶。
 - 国家において、関連する貨物・技術の輸出入について禁止又は制限措置を講じ、又はその他必要な措置を採ることができる法定事由を拡充し、「その他、関連する貨物・技術の輸出入を禁止又は制限し、又はその他必要な措置を採る必要がある場合」という包括条項を追加した（第18条第12号）。
 - 国家が貨物・技術の輸出入に関して「いかなる必要な措置」も採り得る場合について、従来の戦時又は国際平和・安全の維持に加え、「国際関係上のその他の緊急状況」を追加した（第19条第2項）。
- 新たに追加された適用事由に照らすと、理論上は、外交関係における衝突又は摩擦（例えば、現在進行中の日中関係の緊張状態）についても、「緊急の状況」に該当すると解される余地があり、「いかなる必要な措置」も採り得ると解される可能性は否定できない。
- 加工貿易条項を新設し、法律レベルで加工貿易及び国内販売への転換に関する基本的制度枠組みを初めて確立した。具体的には、対外貿易経営者が加工貿易を法に基づき実施し、全部又は一部の原材料・部品を輸入し、加工・組立又は修理後に製品を再輸出することを明確化するとともに、商務部が関係部門と共同で加工貿易の禁止類・制限類貨物目録を制定・調整する権限を付与した。また、客観的原因により再輸出できず国内販売へ転換する場合には、割当、許可証又は関税割当等の管理手続を法に基づき履行すべきことを明確化した（第23条）⁷。

(4) 国際サービス貿易

- 越境サービス貿易に関する規定を新設し、越境交付、国外消費、商業的存在、自然人の移動等の複数のモードによる国際サービス貿易の基本枠組みを明確化した。越境サービス貿易を奨励することを前提に、商務部が国務院の他の関係部門と共同で越境サービス貿易ネガティブリスト管理制度を制定・調整・公表することを確立した。さらに、外国のサービス提供者が商業的存在の方式でサービス⁸を提供する場合は、外商投資法⁹等の外商投資法が適用されること、並びに中国が締結又は参加する国際条約・協定において国際サービス貿易に関してより有利な取扱いが定められている場合には、当該規定に従うことができる旨を定めた（第27条、第31条）。
- 国が国際サービス貿易に対して制限又は禁止措置を採る制度設計を整備し、包括条項を新

⁶ 現行の「技術輸出入管理条例」（技術进出口管理条例）及び「技術輸出入契約登記管理弁法」（技术进出口合同登记管理办法）は、自由輸出入に該当する技術の契約について登記を求めているものの、未登記の場合に関する明確な行政処罰規定は設けられていない。また、「技術輸出入管理条例」第17条第2項及び第36条第2項の規定によれば、自由輸出入に該当する技術については、その輸出入契約は適法に成立した時点で効力を生じ、契約の効力は登記（届出）を成立要件とするものではない。

したがって、新外貿法が施行される前においては、実務上、自由輸出入技術契約について届出登記を行っていなかったとしても、原則として行政処罰の対象とはならず、また当該契約が無効と認定されることもなかった。しかし、新外貿法の施行後は、法令に基づく届出登記を行わない行為は、直接的に行政監督上のリスクに直面することとなり、少なくとも是正命令及び罰金の対象となる可能性があるため、留意が必要である。

⁷ 現行の加工貿易管理制度は、「税関加工貿易貨物監督管理弁法」（海关加工贸易货物监管办法）等の部門規則を中心に構成され、これに商務部や税関総署などの主管当局が発する公告・通知等の規範性文書が加わることにより、包括的な監督管理体系を形成している。従来、対外貿易法のレベルでは加工貿易について特段の規定は設けられていなかったが、今回の改正により、法律条文を通じて加工貿易の基本的制度枠組みが明確化され、加工貿易制度が初めて法律レベルで規定されることとなった。

⁸ 商業的存在（Commercial Presence）とは、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」において定められた4つのサービス貿易提供形態の一つであり、ある加盟国のサービス提供者が、他の加盟国の領域内に商業拠点（法人、支店又は駐在員事務所等を含む）を設立することにより、サービスを提供する形態を指す（GATS第1条第2項（c））。

⁹ 「外商投資法」

設した。すなわち、(i) 採り得る措置の内容として「その他必要な措置を採る」ことを追加し、(ii) 措置の法定事由として「その他、関連する国際サービス貿易を制限又は禁止する必要がある場合」を追加した（第 29 条）。

これらにより国際サービス貿易に対する調整余地が拡大し、日本企業にとっては、日中関係の変動等を背景として日中間の国際サービス貿易が制限されるリスクが高まる点に留意を要する。

- 前述（3）と同様に、国際サービス貿易に関して国家が「いかなる必要な措置」も採り得る場合について、従来の戦時又は国際平和・安全の維持に加え、「国際関係上のその他の緊急状況」を追加した（第 30 条第 2 項）。

(5) 対外貿易に関する知的財産権保護

- 海外における知的財産権の早期警戒及び権利保護支援情報プラットフォーム、国際交流協力・交渉等の制度的手段を設立し、経営者の知的財産コンプライアンス及びリスク対応能力の向上を図ることを明確化した（第 33 条）。

(6) 対外貿易秩序及び反制裁措置

- 対外貿易秩序の章において、経営者が税関監督、外貨管理、データ安全保護等の規定を遵守すべきことを明確化した（第 38 条）。
- 国外の個人・組織に対する反制的貿易措置の明確な法的根拠を新設し、商務部が以下のいずれかに該当する場合、当該国外の個人・組織に対し、中国に関連する貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易等に関する禁止又は制限措置を講じ得ることを明確化した（第 40 条第 1 項）。
 - 中国の主権、安全又は発展利益を害する場合。
 - 正常な市場取引原則に反し、正当な理由なく中国の個人・組織との通常の取引を中断し、中国の個人・組織の適法な権益に重大な損害を与えた場合。
 - 中国の個人・組織に対し差別的措置を採り、中国の個人・組織の適法な権益に重大な損害を与えた場合。
- 境外の個人・組織に対する反制的貿易措置が講じられた場合において、いかなる個人又は組織も、当該措置を回避する行為に対し、代理、輸送、郵送、通関、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等の支援、協力又は便宜を提供してはならない旨の禁止規定を新たに設けた（第 40 条第 2 項）。

(7) 対外貿易救済

- 中国が締結又は共同で参加する経済貿易条約・協定の紛争解決メカニズムが正常に運用できず、中国が当該条約・協定に基づき享有する利益が喪失又は損なわれる場合、又は条約・協定の目的が実現できない場合に、中国政府が実情に応じて相応の措置を講じ得る旨の授權条項を新設した（第 51 条第 2 項）。
- 貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易の早期警戒・緊急対応メカニズムに加え、商務部が必要に応じて関係国・地域の貿易政策評価を実施できる権限を新設した（第 53 条）。
- 貿易調整支援制度を新設し、地方政府が必要に応じて WTO ルール等に適合する貿易調整支援制度を構築し、産業チェーン及びサプライチェーンの安定を図ることを認めた（第 55 条）。

(8) 対外貿易の促進

- 国家が対外貿易発展戦略を制定し、均衡ある発展を促進すること、並びに貿易政策と財税・金融・産業等の政策の協調一致を強調した（第 56 条）。

- ・ 越境 EC、外貿総合サービス等の新業態・新モデルのイノベーション発展を支援する条項を新設し、商務部が國務院の他の関係部門と共同で新業態・新モデルの発展に適合する政策措置及び管理制度を整備することを定めた（第 59 条）。
- ・ デジタル化・利便化及びデジタル貿易ガバナンスに関する条項を新設し、電子船荷証券、電子インボイス等の利用を支援し、デジタル証明書・電子署名等の国際相互承認を推進すること、並びにデジタル貿易の発展を奨励しデジタル貿易ガバナンス体系及び監督管理措置の整備を支援することを定めた（第 60 条）。
- ・ グリーン貿易体系に関する条項を新設し、グリーン・低炭素製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易関連の標準・認証・表示体系の構築を推進し、国際協力を強化することを定めた（第 61 条）。
- ・ 金融、法律、会計、知的財産権保護等の専門サービス機関がサービスネットワークを整備し、対外貿易経営者の国際市場開拓、業務遂行、リスク対応及び権益保護等に高品質の専門サービスを提供することを奨励することを新設した（第 63 条第 2 項）。
- ・ 貿易促進プラットフォーム及び物流ルート体系の整備（第 64 条）、紛争の多元的解決（調停、仲裁、訴訟等）（第 66 条）、中小・零細企業に対する監督管理・資金調達・外貨決済等の利便提供（第 68 条）及び対外貿易人材隊伍の育成支援（第 70 条）等の関連規定を追加した。

(9) 法的責任

- ・ 国営貿易管理が実施される貨物について、無権限で輸出入を行った場合の行政罰の上限額を「5 万元以下」から「50 万元以下」に引き上げた（第 71 条）。
- ・ 前述（3）のとおり、自由輸出入技術の契約届出（備案）を行わない場合の罰則を新設した（第 72 条）。
- ・ 第 18 条及び第 19 条に基づき講じられる貨物・技術の輸出入に関する禁止又は制限の「必要な措置」（前述（3）参照）、ならびに第 29 条及び第 30 条に基づき講じられる国際サービス貿易に関する禁止又は制限の「必要な措置」（前述（4）参照）を履行しなかった場合の処罰規定を新設した。その具体的な内容として、「他の法律又は行政法規に規定がある場合にはこれを優先的に適用し、これらに規定がない場合には商務部門が処理する」との包括的な処罰メカニズムを設けるとともに、過料体系を統一し、違法所得が 50 万元以上の場合には違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を、違法所得がない場合又は違法所得が 50 万元未満の場合には 50 万元以下の過料を科すこととし、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及することとされた（第 73 条、第 74 条）。
- ・ 第 40 条に基づく反制裁措置（前述（6）参照）に違反した場合の処罰規定を新設し、反制裁措置の対象とされた境外の個人又は組織と引き続き対外貿易活動を行う行為、又は当該措置を回避するために代理、輸送、郵送、通関、倉庫保管、第三者取引プラットフォームサービス等の支援、協力若しくは便宜を提供する行為については、「他の法律、行政法規又は部門規則が適用される場合にはこれを優先し、これらに規定がない場合には商務部門が処理する」との包括的な処罰メカニズムを設けた。また、過料体系を統一し、違法所得が 50 万元以上の場合には違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の過料を、違法所得がない場合又は 50 万元未満の場合には 50 万元以下の過料を科すこととし、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及することとされた（第 76 条）。
- ・ 対外貿易管理に従事する部門の職員について、職権濫用、職務怠慢、私利を図る行為に加え、職務上知り得た国家秘密、業務秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報の漏えい又は違法提供を明確に違法類型として追加し、状況に応じて処分し、犯罪を構成する場合は刑事責任を追及する旨を定めた（第 77 条）。

執筆担当： 田 晓争

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026年1月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

商標法の改正案について	
掲載日	2026年1月27日
概要	2025年12月27日、中国商標法の改正案が2023年に続いて再度公表され、2026年2月9日までの期限でパブリックコメントが募集されました。2026年中には正式に成立し施行される可能性がある改正案について、現行法と比較しながら改正のポイントを解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国のビジネス環境は改善している

最近の日中関係には懸念すべき点も見受けられるが、日中間の経済交流に携わる関係者の士気を高める意味でも、ここでは中国法務の現場における前向きな変化について触れてみたいと思う。

以前、弊所がクライアントのために企業の変更登記手続きを行う際には、何度も役所に足を運ばなければならなかった。特に中国（上海）自由貿易試験区が設立された当初は、まず窓口での事前予約のために一度出向き、その後あらためて書類提出のために訪問する必要があった。さらに、書類に不備があったり修正を求められたりすると、三度、四度と足を運ぶことも珍しくなかった。しかし現在では、企業の変更登記手続きは大幅に簡素化されている。基本的には二回の訪問で完了し、最初に書類を提出し、二回目に通知書や営業許可証を受け取るだけである。しかも、わざわざ受け取りに行かずとも、市場監督管理局から直接クライアント宛に郵送してもらうことも可能である。

では、提出書類が一切修正不要になったのだろうか。そういうわけではない。現在でも修正を求めるケースはあるが、政府機関の対応はより人間的になり、軽微な修正であれば、通知書や営業許可証の受領時に補足提出すればよいとされるようになった。

最近、私たちは一見すると非常に厄介に思える案件を担当した。クライアントから突然連絡があり、蘇州に未抹消の事務所（弁事處）が存在することが判明したため、その抹消手続きを依頼したいとのことであった。しかし問題は、その事務所の営業許可証、公章などの一切の資料が紛失しており、スキャンデータやコピーすら残っていない点であった。さらに、当該事務所の責任者はすでに中国を離れており、パスポートのコピー入手することもできない。加えて、國家企業信用情報公示システム上でも当該事務所の登記情報が一切見当たらず、蘇州税務局に確認しても税務登記情報すら存在しないという状況であった。つまり、何の資料もなく、政府機関でも登記情報を確認できない事務所を抹消しなければならない、という状況だった。一見すると途方に暮れる案件ではあったが、私たちはこの難題に取り組むことにした。なぜなら、私たちですら対応できなければ、クライアントが自力で解決することはなおさら不可能だからだ。

そこでまず、現地の市場監督管理局に電話で相談したところ、蘇州地域の新聞に掲載した営業許可証紛失・無効声明および税務局が発行する完税証明の提出を求められた。そこで私たちは、まず揚子晚报に連絡し、営業許可証紛失・無効声明の掲載手続きを行った。

その後、税務局では当該事務所の税務登記情報が確認できなかったため、市場監督管理局からは完税証明に代えて「無渉税証明」を提出するよう求められた。私たちは税務局に電話で相談し、営業許可証も責任者のパスポートも公章も存在しない状況を説明したところ、税務局の担当者は非常に親切で、事情説明書などの代替資料を提出すればよいとの助言をいただき、しかも税務関連の書類はすべてオンライン提出で対応可能であると案内してくれた。そこで私たちはクライアントのために事情説明書を作成した。

ところが、オンライン提出の際、窓口対応とは異なり、オンライン受付の税務担当者はやや形式的で、営業許可証がなく、かつ国家企業信用情報公示システム上でも当該事務所の情報が確認できないことを理由に、市場監督管理局から調取した当該事務所の登記資料の提出を求めてきた。

税務局への提出自体はオンラインで完結できるものの、蘇州での登記資料の調取は現地での手続きが必要であったため、やむを得ず私たちは再度市場監督管理局を訪問し、ようやく長年眠っていた当該事務所の登記資料をアーカイブから見つけ出すことができた。

この登記資料を入手した後、クライアントは無事に税務局からオンラインで無渉税証明を取得することができた。その後、私たちは市場監督管理局に赴き、営業許可証紛失・無効声明や無渉税証明などの抹消申請書類を提出した。

その後の手続きは非常にスムーズで、追加資料の提出を求められたものの、申請書類は一度ですべて受理され、補足資料については EMS で郵送すれば足りるとの対応だった。クライアントが補足資料を郵送してから約一週間後、市場監督管理局から抹消登記通知書が郵送で届き、こうして「三無（資料なし・記録なし・公章なし）」の事務所の抹消手続きは無事完了した。この一連の手続きにおいて、私たちが蘇州を訪れたのはわずか二回のみであった。これは数年前にはおよそ想像できなかったことである。

この事例からも分かるとおり、中国のビジネス環境は、確かに目に見える形で改善してきていると言える。

執筆担当：吳 燕

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
<u>2025年12月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 広告引説内容執行ガイドライン(意見募集稿) 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へ—上海オフィス— 日中関係のビジネス現場における直近の動向
<u>2025年11月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転認証弁法 サイバーセキュリティ法(改正法) 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国企業の海外進出動向
<u>2025年10月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイド サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 電子印章管理弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
<u>2025年9月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記強制抹消制度実施弁法 仲裁法(2025年改正) 企業破産法改正案(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標審査の最新状況
<u>2025年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈(二) ネットワーク情報部門による行政处罚裁量権基準の適用に関する規定 サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるQRコード注文に関する個人情報保護要求(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争に関する隨想
<u>2025年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法(意見募集稿) 反不正競争法 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外客の構成に思うこと
<u>2025年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医療広告監督管理ガイドライン ライブコマース監督管理弁法(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 ラブの背景にある中国のグッズ経済
<u>2025年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国民営経済促進法 営業秘密保護規定(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 上海における電気自動車の普及

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
<u>2025年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔識別技術応用安全管理弁法 ・ 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国における生成AI規制 ・ 中国が米インフレ削減法をWTO提訴している事案の進展 ・ 流砂の歩き方を学ぶ
<u>2025年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 ・ 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
<u>2025年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 ・ 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI どうまく付き合う法
<u>2025年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国增值税法 ・ 水平型事業者集中審査ガイドライン ・ 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近感じた傾向と中国ビジネスの展望

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026年1月30日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海國際廣場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL : +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール*

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による